様式第十三 (第4条関係)

新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

- 1. 確認の求めを行った年月日 令和6年1月25日
- 2. 回答を行った年月日 令和6年2月26日
- 3. 新事業活動に係る事業の概要

照会者は、職業紹介事業を行っており、求人者が当該求職者のうち自らの求人に応募してほ しい求職者を自ら選択のうえ、求人への応募を呼び掛けるメールを送付できる機能等を設ける ことによって行う職業紹介サービスを新規事業として検討している。

4. 確認の求めの内容

「3. 新事業活動に係る事業の概要」に記載のサービスの実施に当たり、当該サービスが職業安定法(昭和22年法律第141号)第5条の8に定められた職業紹介事業者は、求職者に対しては、その能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めなければならないという規定に違反しないかについて照会があった。

5. 確認の求めに対する回答の内容

確認の求めのあった「新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書」の記載によると、照会者が新たに行おうとしている職業紹介事業は、一般的な職業紹介サービスと比較して、求職者に対して直接求人の紹介を行わないものであるが、照会者は、求人者への助言等により、求職者の能力に適合する職業を紹介しようと努め、求人者に対しては、求職者の情報を確認のうえ、状況に応じて求人者の雇用条件に合致すると考える求職者を求人者に対して提案を行うということであり、その限りにおいては、ただちに職業安定法第5条の8に違反するとはいえない。